

宮城県防災会議幹事会議録

平成29年1月

- 1 会議名 宮城県防災会議幹事会議
- 2 開催日時 平成29年1月19日(木) 午前10時から午前10時30分まで
- 3 開催場所 宮城県庁 行政庁舎2階 講堂
仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者なし》
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開 会 (宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭)
 - (2) 挨拶 (会長代理：危機管理監 笹出 陽康)
 - (3) 審議事項
 - ① 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について
説明者 宮城県危機対策課 課長 千葉 章
 - ② 宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について
説明者 宮城県危機対策課 課長 千葉 章○出席幹事からの意見等はなく、各審議事項は幹事会議において原案のとおり了承されました。
 - (4) その他(報告のみ)
 - ① 宮城県広域防災拠点・圏域防災拠点の整備について
説明者 宮城県危機対策課 課長 千葉 章
 - ② 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について
説明者 宮城県危機対策課 課長 千葉 章
 - ⑤ 災害等の発生状況について(平成28年分)
説明者 宮城県危機対策課 課長 千葉 章
 - (5) 閉 会 (宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭)

1 開会【司会】（宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭）

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

ただいまから「宮城県防災会議幹事会議」を開催させていただきます。

なお、本幹事会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとなっております。本日は傍聴者はおりませんことを申し添えます。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事の代理といたしまして、笹出危機管理監よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶（危機管理監 笹出 陽康）

宮城県防災会議幹事会議の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、宮城県防災会議の幹事の皆様方には、お寒い中、また、お忙しい中を御参集いただき誠にありがとうございます。

また、日ごろから、本県の防災対策の推進にあたりまして、それぞれのお立場から格別のご尽力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本県に大きな被害をもたらした東日本大震災から5年10か月が経過しました。本年度は「宮城県震災復興計画」の再生期の3年目にあたり、県では「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」に向け、全力で取り組んでおります。

さて、昨年は本県をはじめ全国各地が、多くの自然災害に見舞われました。8月に東北地方を縦断した台風第10号では、本県において多方面の被害が発生したほか、岩手県において多くの尊い生命が失われました。また、11月の福島県沖地震及び津波では、本県において農林水産関係施設を中心に被害がありました。この他、熊本地震、鳥取県中部地震では多数の人命が奪われるとともに、地域生活や産業基盤に甚大な被害が生じております。

地震や津波、台風などの自然災害の発生を完全に防ぐことはできませんが、災害による被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針として対策を行うことが重要となってまいります。防災関係機関をはじめ、県民の方々、事業者の方々など、それぞれの主体が一体となり、災害予防、応急対策および復旧・復興に取り組んでいくことが必要であります。

このような状況を踏まえ、本県の防災対策の根幹をなす「宮城県地域防災計画」につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正もあり、これまで適宜見直しを行ったところであります。本年度におきましても、各防災関係機関のご協力をいただきながら、国の防災基本計画の修正などを反映させるため、鋭意修正作業を進めてまいりました。

このたび、その修正案がまとまり、本日の幹事会議にお諮りする運びとなりました。

本日の会議では、この地域防災計画の修正案や、防災に関連する各種の報告など、来月7日に開催されます宮城県防災会議に諮る内容について、あらかじめ幹事の皆様にご説明申し上げ、それぞれのお立場からご意見を賜りたいと存じます。

最後になりますが、県民の生命、身体、財産を守るという県政の最重要課題に、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

—以下議事—

3 議題

【司会】（宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭）

さて、議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

まず、本日の会議次第、次に、出席者の名簿と席次表です。以降、議案等の資料となりますが、
（次第に記載の資料一覧から説明）

以上でございます。

資料の不足等がございましたら、どうぞお申し付けいただきたいと思ひます。

それではこれより議事に入ります。議事の進行につきましては、笹出危機管理監に議長をお願いしたいと思ひます。ご異議はございませぬか。

（異議なし）

よろしければ、そのとおりに進めさせていただきたいと思ひます。それでは、笹出危機管理監よろしくお願ひします。

【議長】（危機管理監 笹出 陽康）

それでは、進行役を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力をお願いします。

まず、「3 議題」(1)の「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について」、事務局から説明願ひます。

【説明】（宮城県危機対策課 課長 千葉 章）

危機対策課長の千葉でございます。どうぞよろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議題(1)、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について、ご説明申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。

それではまず、1ページをお開き願ひます。

「1 修正の経緯」につきまして、概要図でまとめてございます。

平成23年3月の東日本大震災以降、国においては災害対策基本法の大幅改正、及び防災基本計画の修正を行っており、本県においても、皆様ご承知のとおり、東日本大震災の教訓及び国の動きを踏まえて宮城県地域防災計画の大幅な修正を実施してきたところです。

今年度の動きとしましては、概要図の右側の赤枠部分になりますが、平成27年12月、活動火山対策特別措置法の一部改正が施行されたほか、平成28年2月及び5月には国の防災基本計画の修正が行われ、これらの国の動きや本県の防災施策の動向等も踏まえて、県地域防災計画の修正を行うものであります。

続きまして、2ページをご覧ください。県地域防災計画修正の流れでございますが、昨年度と同様に、県の組織を含む防災関係機関に対しまして、事務局から修正事項の有無を照会し、その回答を受けて修正作業を進め、修正案の作成、内容の確認等の過程を経まして、本日、県地域防災計画の修正案をお示ししているところでございます。

今後ですが、本日の幹事会議でのご意見等を踏まえまして、来月2月7日に「宮城県防災会議」を開催し、修正案の承認をいただく予定としております。

それでは3ページをお開きください。「2 主な修正点について」ご説明申し上げます。

地域防災計画の地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、それぞれの修正箇所につきましては、お手元の「資料2 新旧対照表」のとおりでございますが、修正する箇所は多岐にわたっておりますことから、今ご覧いただいております資料1によりまして、今回の主な修正点を説明させていただきます。なお、修正した箇所については、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編のどの部分かがわかるように、例えば、説明書きの右下の括弧に地震編の第2章8節と記載しております。

主な修正点につきまして、まず各編共通の修正からご説明いたします。「(1) 防災基本計画の修正の反映」でございますが、「①関係法令の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化」として、水防法等の一部改正により、下水道管理者の役割として、民間事業者等との協定締結などにより発災後の下水道施設の維持または修繕に努めること等が明記されたことから、必要な箇所を修正しております。

また、廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正により、仮置場の確保や災害廃棄物の処理体制等、災害廃棄物処理計画の中で具体的に示すことが明記されたことから、必要な箇所を修正しております。

次に、「②最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等」として、地方公共団体における業務継続計画の策定にあたって、重要な6要素、具体的には、首長不在時の代行順位及び職員の参集体制等、が明記されたため、必要箇所を修正しております。

次に、「(2) その他」でございますが、避難所における愛護動物の対策について、同行避難者の受入体制の整備、平常時からの適切な飼育管理等について普及啓発を行うことを明記しました。

また、新たに指定地方公共機関に指定された機関について、防災機関の業務大綱に新たに明記したほか、平成28年7月より民営化された仙台空港について、東京航空局仙台空港事務所と、民営化により仙台空港の施設管理者となった仙台国際空港株式会社の、災害時等における役割等を整理しました。

続きまして、各編ごとの修正についてご説明いたします。まず、津波災害対策編でございますが、防災基本計画において、市町村地域防災計画で名称等を定められた地下街施設等の管理者による避難確保計画の作成・公表、避難訓練の実施及びその結果の市町村長への報告が明記されたため、必要な箇所を修正しました。

5ページをお開きください。次に、風水害等災害対策編でございますが、火山災害警戒地域の指定があった際の火山防災協議会の設置、地域防災計画において定めるべき事項等が防災基本計画に明記されましたことから、必要な箇所を修正しました。

また、火山防災協議会の規約に基づき、協議会の協議事項を修正するとともに、市町村の作成する避難計画、集客施設の作成する避難確保計画に定めるべき事項について明記しました。

この他、火山災害の要因について、噴石や火砕流等、予想される現象と警戒すべき被害について新たに定義しました。

以上、今回の地域防災計画の主な修正点について、簡単に説明を申し上げます。

これらの他にも、防災に関連する計画や指針を踏まえた修正が多数ございます。それらの事項につきましても、関係機関の皆様のご意見を踏まえ、また県庁内各部署とも調整を図って精査を行い、さらには各市町村に意見を求めた上で、本日の資料としてお示ししております。

最後に、資料に記載はございませんが、昨年12月に国から通知のありました、避難準備情報等の名称変更につきまして、補足説明させていただきます。

政府では、昨年8月に岩手県岩泉町で発生した台風第10号がもたらした水害を教訓として、避難に関する情報提供の改善方策等に関する検討会を設置し、12月に報告書が公表されました。

本検討会での報告も踏まえ、避難準備情報は高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にする等の理由から、「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」の名称を「避難指示（緊急）」に変更する旨の通知が、12月26日付けで内閣府及び消防庁から各都道府県に行われたところです。また、本通知では、これらの名称を規定している、内閣府作成の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」について、今月中に、名称変更を含む必要な改定を行うとしておりますことから、本ガイドラインの改定状況等を踏まえまして、来月の防災会議におきましては、今回の名称変更等を反映させた形で修正案をお示しさせていただきたいと考えておりますので、ご承知願います。

議題(1)に関する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【議長】(危機管理監 笹出 陽康)

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご質問等がございませんので、この幹事会議におきまして、ご了承されたものとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんようですので、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議題(2)「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」、事務局から説明願います。

【説明】(宮城県危機対策課 課長 千葉 章)

続きまして、宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正についてご説明申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。

宮城県地域防災計画は、先ほど説明いたしました地震・津波・風水害などの本編と、その本編の内容を補足する資料編により構成されております。資料編につきまして、各防災関係機関及び県庁内各部局に対して照会し、追加・時点修正などの意見をいただいたものについて、資料3の一覧表に記載のとおり更新するものです。一覧表中、網掛けした項目が更新する資料であり、その中で特に表の左側に「新規」と記載されている資料は新たに追加する資料です。今回お配りしています資料の一番後ろにまとめて今回更新する資料を添付しておりますので、ご参照願います。

なお、修正後の資料編の全部、並びに計画本編の全部について、昨年度と同様に、防災会議の終了後、各委員及び幹事の皆様の所属する機関あて、電子データの形でお送りすることとしております。

ここで一点お願いがございます。こちらの資料編につきましては、緊急時の連絡先として民間団体や個人の携帯電話番号など取扱注意の情報も含まれておりますことから、県のホームページ等では公表しておりません。皆様におかれましては、これまでと同様に、内部資料として取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

議題(2)に関する説明は以上です。

【議長】（危機管理監 笹出 陽康）

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

（意見なし）

それでは、ご質問、ご異議がないようでございますので、「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」は、了承されたものとさせていただきますと思います。

以上で予定されておりました議事は終了しましたので、ここで、進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

【司会】（宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭）

続きまして、「4 その他」についてです。事務局から3点ほどご報告がありますので、説明を申し上げます。千葉危機対策課長お願いします。

【説明】（宮城県危機対策課 課長 千葉 章）

それでは、「4 その他」の事項として、まず最初に、「(1) 宮城県広域防災拠点・圏域防災拠点の整備について」、ご説明いたします。お手元の資料4をご覧ください。

当事業につきましては、昨年度の防災会議幹事会議におきまして、「宮城県広域防災拠点基本設計（案）」のご報告と、整備スケジュール等についてご説明いたしましたが、今回は、事業の進捗状況等につきましてご説明させていただきます。

繰り返すにはなりますが、整備の背景・目的としましては、東日本大震災時に、部隊や物資を受け入れる拠点が県内に十分確保できなかった教訓を踏まえ、支援部隊の集結や物資の集配等の活動拠点として、仙台市宮城野原地区に広域防災拠点を、さらに、県内7つの圏域に圏域防災拠点を県で整備することにしたものです。

広域防災拠点は、支援部隊の集結や物資の集配送等の活動拠点として全県をカバーする高次の防災拠点であり、また、圏域防災拠点は、市町村の防災拠点が被災等で利用できない場合等に活用する拠点で、平成27年1月に、表のとおり7圏域8箇所、選定しました。

広域防災拠点及び圏域防災拠点の運営主体と機能についてですが、広域防災拠点は県災害対策本部が、圏域防災拠点は県災害対策本部地方支部・地域部が運営主体となります。機能といたしましては、広域防災拠点、圏域防災拠点ともに、支援部隊の一時集結、宿営機能、支援物資の集積、配送機能、ヘリコプターの臨時離着陸機能を有します。特に、宮城野原地区に整備する広域防災拠点は、隣接する基幹災害拠点病院の国立病院機構仙台医療センターと連携した災害医療活動拠点の機能を有します。

資料の裏面をご覧ください。

これまでの経過につきましては、平成27年度に、宮城県総合運動公園を暫定の広域防災拠点とする開設運営マニュアル案及び石巻圏域防災拠点の開設運営マニュアル案を作成いたしました。平成28年10月には、議会の議決を得て、仙台市宮城野原地区のJR貨物ターミナル駅の広域防災拠点用地を取得しました。

今後の予定といたしましては、現在、仙南、大崎、栗原、登米、気仙沼圏域の圏域防災拠点の各開設運営マニュアルの作成をそれぞれのワーキンググループにより進めており、平成29年2月の市町村との最終協議を経て、3月にマニュアルを完成する予定です。また、3月までに各圏域防災拠点で使用する可搬型衛星通信装置等の通信機器を配備し、平成29年4月から、暫定の広域防災拠点及び仙台圏域を除く圏域防災拠点の一部運用を開始し、今後防災訓練等で検証・改善を行い、平成32年度には、宮城野原地区の広域防災拠点を一部供用開始する予定です。

次ページは、12月4日の河北新報に宮城県政紹介シリーズとして掲載した県の防災力の充実・強化に関する広報記事でありまして、広域防災拠点・圏域防災拠点の整備に加え、「自助」「共助」に関する取り組みも紹介しており、資料左側の図のように、県では、広域防災拠点及び圏域防災拠点の整備等の公助と共に、自助・共助が相互に連携・補完できるよう県全体の防災体制の充実・強化を進めてまいります。

次に、「(2) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について」、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

県では、宮城県における東日本大震災での災害対応や得られた教訓を取りまとめた「東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－」を平成27年3月に発行いたしました。この検証記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめております。これら震災で得られた教訓は、後世に伝えていくとともに今後の防災対策に着実にいかしていく必要があります。そのため、平成27年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめており、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助としていただくとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ってまいります。

教訓を踏まえた防災対策の状況については、検証記録誌で取りまとめた46の教訓に対し、県、市町村、消防本部等の関係機関等が、震災を契機に平成23年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業を対象に行っており、今回配布した資料5は、昨年度取りまとめた以降に追加で実施した主な防災対策等を13の分野ごとに取りまとめて記載しております。

なお、資料6「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策一覧表」については、平成23年度以降に実施した具体的な防災対策や実施年度を46の教訓ごとに取りまとめたものでございます。時間の都合で、資料の詳細な説明については省略させていただきますが、後ほど御覧いただければと思います。

今年は震災から丸6年目を迎えます。この間、各機関において様々な防災対策を進めておりますが、着実にその対策が進められているもの、継続的に又は更に加速化させて取り組んでいかなければならないものがございます。県としましては、この状況把握を継続して実施しながら、引き続き必要な取り組みや支援、働きかけを行い、防災対策が着実に進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「(3) 災害等の発生状況について」、ご説明いたします。資料7をご覧ください。

防災会議規程第9条第2項では、「会長は、防災会議の事務を専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。」と定めておりますことから、その報告内容につきまして、予めお示しするものです。

防災会議の事務のうち、第9条第1項第1号の「災害に関する情報収集」につきましては、前回の平成27年2月の防災会議以降に被害が発生した災害として合計11件、内訳は、資料にあるとおり、地震2件、風水害9件となっております。なお、被害の発生しなかった自然現象につきましては、計上しておりません。

以上、「その他」の報告を終わります。

【司会】(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

(意見なし)

それでは、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「宮城県防災会議幹事会議」の一切を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上